

- V 予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画  
別紙参照
- VI 短期借入金の限度額  
40億円
- VII 出資に係る不要財産の処分に関する計画  
なし
- VIII 前項以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画  
なし
- IX 剰余金の使途  
決算において剰余金が発生した場合は、診療の質の向上、人材育成の充実などに充てる。
- X 県の規則で定める業務運営に関する事項
- 1 施設及び設備に関する計画
- | 施設・設備の内容   | 予定額             | 財源                 |
|------------|-----------------|--------------------|
| 施設、医療機器等整備 | 総額<br>約3,100百万円 | 長期借入金、その他資本<br>収入等 |
- 2 積立金の使途  
診療の質の向上、人材育成の充実などに充てる。
- 3 その他法人の業務運営に関し必要な事項  
移行前の退職給付引当金の必要額4,549百万円のうち、920百万円を計上する。